

基本目標 3 配慮を要する家庭へのきめ細かな取組の推進

障害のある児童やひとり親家庭の児童等、配慮が必要な子どもや保護者、家庭を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれのニーズに応じた継続的な支援を充実します。

また、児童虐待防止、ヤングケアラー、医療的ケア児への支援をさらに進めるとともに、相談対応の充実を図ります。

施策の方向性

- (1) 児童虐待防止、ヤングケアラー等への対応の充実
- (2) 障害等、社会的養護が必要な子どもや家庭への支援



基本目標 4 人と人がつながる、子どもにやさしい地域づくりの推進

行政や子育て・子育てに関わる団体だけではなく、まちに暮らすすべての人がネットワークを築くことにより、地域の大人たちが子どもや子育てを見守り、まち全体で子どもの育ちを支える風土が醸成されるための取組を行うとともに、まちじゅうで様々な遊びや体験、交流できる場をつくり、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりを行います。

施策の方向性

- (1) 地域とともに子育て風土を醸成する環境づくり
- (2) まちじゅうで学び、遊び、交流できる「場」づくりの推進
- (3) 地域・関係機関とのネットワークの充実強化



基本目標 5 誰もが健やかに成長できる環境づくりの推進

すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学力の育成や誰もが健やかに成長できる環境づくりを通じて、「生きる力」の育成に努めます。

また、支援を要する子どもや家庭に対し、国や府、地域、関係機関とのネットワークを築き、相談体系の充実と経済的負担の軽減、就労支援等により生活基盤を支える取組を進めます。

施策の方向性

- (1) 「生きる力」の育成と青少年の健全育成のための取組
- (2) 生活基盤を支えるための経済的負担軽減や就労対策
- (3) ひとり親家庭等への支援



7 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画は、就学前児童に係る教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の目標として定める必要があります。

（１）「量の見込み」の算出について

国が示す算出の基本的な考え方を参考にし、ニーズ調査結果や実績に応じた傾向などから算出しています。

【国が示す算出の基本的な考え方】

$$\text{児童推計} \times \text{ニーズ調査結果に基づく指標} = \text{量の見込み（需要）}$$

（２）「確保方策」について

「量の見込み」に対応した目標と今後の方向性を記載しています。

①幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の量の見込み・提供体制

	区分	実績	推計				
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 号認定	量の見込み	1,345	1,253	1,175	1,086	1,009	950
	確保方策		3,386	3,386	3,386	3,386	3,386
2 号認定	量の見込み	2,232	2,193	2,181	2,174	2,164	2,154
	確保方策		2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
3 号認定	量の見込み	1,784	1,759	1,752	1,740	1,731	1,725
	確保方策		1,818	1,818	1,818	1,818	1,818

1 号認定…満 3 歳以上の子どもで、教育を希望する場合（主に幼稚園・認定こども園で対応）

2 号認定…満 3 歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
（主に保育所・認定こども園で対応）

3 号認定…満 3 歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
（主に保育所・認定こども園・地域型保育で対応）